

議第429号

意見書の要旨

東京都市計画公園の変更

(子どもの森公園)

意見書の要旨

[議第429号]

東京都市計画公園の変更（子どもの森公園）に係る都市計画の案を、令和6年11月14日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

名称	意見書の要旨	品川区の見解
東京都市計画公園（子どもの森公園）	I 賛成意見に関するもの 0通（0名） II 反対意見に関するもの 0通（0名）	I 賛成意見に関するもの II 反対意見に関するもの

議第430号・議第431号
意見書の要旨

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更
東京都市計画防災街区整備事業の決定
(戸越六丁目18・20番東地区)

意見書の要旨

〔議第４３０号・議第４３１号〕

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更および東京都市計画防災街区整備事業の決定に係る都市計画の案を、令和６年１月２１日から２週間、公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第１７条第２項の規定により、７通（８名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は、次のとおりである。

名称	意見書の要旨	品川区の見解
・東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（戸越六丁目 18・20 番東地区） ・東京都市計画防災街区整備事業の決定（戸越六丁目 18・20 番東地区）	I 賛成意見に関するもの 7 通（8 名） 【事業の施行等に関する意見】 （１）次世代に向けた本事業の取り組みには賛同する。事業の取り組みにより、防災性の向上と商店街のにぎわいに寄与することを求める。 （２）今後、地区外にもこのような取り組みが波及することにより、戸越公園駅周辺が防災面で安全な、住みよい、にぎわいのある街に発展することを希望する。	I 賛成意見に関するもの 【事業の施行等に関する意見】 （１）本事業は、集積する老朽建築物を除却し、建物の共同化に合わせた耐火建築物への建て替えや沿道空間の整備を実施することで地区の防災性の向上を図るものであります。 また、本地区は、商店街のにぎわいにつなげるまちづくりのルールとして、建て替える際は一定規模の建物の１階部分の用途を店舗とするよう地区計画で定められており、現在、準備組合にて建築計画が検討されているところです。 引き続き、防災性の向上や商店街のにぎわいに寄与する本事業の推進を支援してまいります。 （２）現在、本地区周辺では、地域・事業者・行政等それぞれの役割のもと、災害に強く安全で、にぎわいのある便利で快適に歩いて暮らせる市街地の形成に向けて様々なまちづくりが進められています。今後も地区周辺にまちづくりが発展するよう取り組んでまいります。

	(3) 早期の事業完了を望む。 Ⅱ 反対意見に関するもの 0 通 (0 名)	す。 (3) 本事業の早期完了に向けて、関係機関との調整や準備組合への指導・助言等支援を行ってまいります。 Ⅱ 反対意見に関するもの
--	--	---